

# 歴史と税法

税法や税法に関する通達は、私たち国民が納得して納税の義務を果たせるよう国民感情を考慮して定められることがあります。また、戦争という非常事態を背景に定められることもあります。今回はそのような血の通った税法の考え方を紹介していこうと思います。

(参考) 法人税額は、下記の式で計算されます。

- ① 益金 - 損金 = 所得
- ② 所得 × 税率 (23.2%) = 納付税額

例：益金 800,000 円、損金 450,000 円の場合

- ①  $800,000 - 450,000 = 350,000$  円
- ②  $350,000 \times 23.2\% = 81,200$  円

当たり前ですが、

損金 (増) → 所得 (減) → 税金 (減)  
損金 (減) → 所得 (増) → 税金 (増)

となります。

## I 交際費等

まずは、税効果会計を学習した際に永久差異として紹介されることもある交際費等についてです。

### 1、交際費等の意義（措置法通達 61 の 4(1)－1)

措置法第 61 条の 4 第 4 項に規定する「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費、その他の費用で法人がその得意先、仕入先その他事業に関係ある者等に対する接待、供給、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいうのであるが、主として次に掲げるような性質を有するものは交際費等には含まれないものとする。

- (1) 寄附金
- (2) 値引き及び割戻し
- (3) 広告宣伝費
- (4) 福利厚生費
- (5) 給与等

### 2、会議に関連して通常要する費用の例示

旧措置法通達 62 (1)－16

会議に際し社内又は通常会議を行う場所において供与される酒類を伴わない飲食物等の接待に要する費用は、原則として措置法令第 38 条の 2 第 2 号に規定する「会議に関連して茶菓等を供与するために通常要する費用」とするものとする。

措置法通達 61 の 4 (1)－21

会議に際して社内又は通常会議を行う場所において通常供与される昼食の程度を超えない飲食物等の接待に要する費用は、原則として措置法令第 37 条の 5 第 2 項第 2 号に規定する「会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用」に該当するものとする。

(注) 1 会議には、来客との商談、打合せ等が含まれる。

2 本文の取扱いは、その 1 人当たりの費用の金額が措置法令第 37 条の 5 第 1 項に定める金額を超える場合であっても、適用があることに留意する。

上記の改正前の通達と改正後の通達を見比べていただくと、ある 1 つの大きな違いに気づいていただけたと思います（下線部分）。

改正前の通達では、会議の際の飲食にお酒（アルコール）が提供されると会議費とはならず、交際費等として損金不算入となる可能性も生じるのですが、改正後は『酒類』の表現がなくなりましたので、会議においてビール 1、2 本程度（通常供与される昼食の程度）であれば、会議費として許容されることとなります。

### 3、会議費との区分

措置法通達 61 の 4 (1) -21

会議に際して社内又は通常会議を行う場所において通常供与される昼食の程度を超えない飲食物等の接待に要する費用は、原則として措置法令第 37 条の 5 第 2 項第 2 号に規定する「会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用」に該当するものとする。

(注) 1 会議には、来客との商談、打合せ等が含まれる。

2 本文の取扱いは、その 1 人当たりの費用の金額が措置法令第 37 条の 5 第 1 項に定める金額を超える場合であっても、適用があることに留意する。

「通常供与される昼食の程度」

通達にはこのように表現されていることから分かるように、具体的な金額が決まっているわけではありません。

よって、仮に一人当たりの金額が三万円を超えたような場合でも、接待を目的としたものでない限りは、会議費として処理されることとなります。

(参考) 措置法施行令第 37 条の 5 「交際費等の範囲」

法第六十一条の四第四項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する飲食費として支出する金額を当該飲食費に係る飲食その他これに類する行為に参加した者の数で除して計算した金額とし、同号に規定する政令で定める金額は、**五千円**とする。

2 法第六十一条の四第四項第三号に規定する政令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- 一 カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手拭いその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用
- 二 会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用
- 三 新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、又は放送のための取材に通常要する費用